

ISFJ2015

政策フォーラム発表論文

租税回避行動に対する政策提言¹

タックス・ヘイブン問題と日本の既存政策を踏まえて

上智大学 濱野正樹研究会 金融分科会

石井暁大 梅玲 木島直人 提箸夏子

佐藤雄一郎 杉浦成彦 廣瀬雄大 中川雄介

2015年11月

¹ 本稿は、2015年12月14日、12月15日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2015」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

フランスの経済学者ガブリエル・ザックマンの著書「失われた国家の富(2015)」が本稿執筆の起点となっている。ザックマンによると、年間で世界の家計8%に及ぶ5兆8000億円が、税金がないか、あるいは非常に軽くて、脱税やマネーロンダリング等の経済犯罪に利用されている怪しげな国や地域、いわゆるタックス・ヘイブンにおいて失われている。本研究会においては、このタックス・ヘイブン問題を重要問題と認識した上に、租税回避行動規制の施策の一つであるマイナンバー制度が今年、日本政府により導入されることから、今このタックス・ヘイブン問題と日本の対応に焦点を合わせた上で本稿の執筆を行うことは社会的意義があると判断した。

本稿は4章に分かれて、分析・執筆を行なった。第1章では、租税回避・脱税の定義の抽象的な内容から入り、タックス・ヘイブンをはじめとする、国外・国内の租税回避の現状について、分析・執筆を行なった。また、日本政府の既存政策を主に、租税回避行動のインセンティブを下げる政策、租税回避行動の規制を強める政策の2つにグループ分けし、分析を行い、具体的な問題提起を行なっている。

第2章では、先行研究についての解釈を執筆した上で、それらと比較した本稿の位置付けに関して執筆を行なった。日本の租税回避行動に関する論文は数が少なく、海外の先行研究論文を主に分析を行なった。SlemrodとYitzhakiの租税回避モデルを用いることにより、理論モデルから租税回避行動についての解釈に尽力した。

第3章では、統計ソフトRを用いて、実証分析を行なった。「申告法人税額」を被説明変数とした。また申告納税を増やすための要因として、「懲役月数」、「罰則金」、「実地検査数」、「法人実効税率」、「現地法人数」、の5つを説明変数としてこれらが申告する法人の割合を増やすか、またどの程度の影響を与えているのか推定を行なった。分析結果より、「申告法人税額」と「申告件数」は「実地調査件数」、「現地法人」、「法人実効税率」、「懲役月数」が依存関係にあることが明らかとなった。これらの関連性が見られることによって租税回避を誘発する要素が明確になり、また申告納税を増やすための対策を考えることが可能であると推定している。

第4章では、現状分析・実証分析を基に、法人税減税による租税回避行動のインセンティブを下げることを意図した代替財源捻出施策の提言として、「就職活動における基礎能力試験の国営化による財源捻出」を提言した。また実証分析の「申告法人税額」と「申告件数」が「実地調査件数」との依存関係を示した結果から、オンライン税申告の簡易化による実地調査の効率化を意図し、「オンライン税申告における電子証明書の廃止」を提言した。さらに、実証分析の「申告法人税額」と「申告件数」は「懲役月数」が依存関係にあることから、税申告漏れの罰則負担が重くなることで租税回避行動が減少すると解釈し、

罰則者の機会コストに着眼して、「国外調査制度における優遇処置の強化」を本稿の3つ目の政策提言とした。

キーワード: タックス・ヘイブン 租税回避行動 法人税減税

目次

はじめに

第 1 章 現状分析

- 第 1 節 租税回避行動の定義
 - 第 1 項 脱税と租税回避の定義
 - 第 2 項 節税・租税回避・脱税の区分
- 第 2 節 租税回避の現状
 - 第 1 項 世界の租税回避の現状
 - 第 2 項 日本の租税回避の現状
 - 第 3 項 日本の脱税の現状
- 第 3 節 租税回避行動に対する既存政策
 - 第 1 項 インセンティブ低下に対する既存政策
 - 第 2 項 規制強化を意図した政策
- 第 4 節 問題意識

第 2 章 先行研究及び本稿の位置付け

- 第 1 節 ミクロ経済学的租税回避モデル
- 第 2 節 大企業の租税回避方法の研究

第 3 章 租税回避行動に影響を与える実証分析

- 第 1 節 租税回避行動と変数を用いた相関分析
- 第 2 節 回帰分析
 - 第 1 項 被説明変数・説明変数
 - 第 2 項 選定理由
 - 第 3 項 単回帰・多重回帰分析
 - 第 4 項 分析結果からの推定

第 4 章 政策提言

- 第 1 節 就職活動における基礎能力試験の国営化による財源捻出
- 第 2 節 オンライン税申告簡易化による実地調査件数の増加
- 第 3 節 国外調査制度における優遇処置の強化

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

フランスの経済学者、ガブリエル・ザックマンによれば、税金がないか、あるいは非常に軽くて、脱税やマネーロンダリング等の経済犯罪に利用されている怪しげな国や地域、いわゆるタックス・ヘイブンにおいて世界の家計の資産額 8% の 5 兆 8000 億ユーロが失われている¹。ザックマンは、このタックス・ヘイブン問題に対して、全世界規模の金融資産台帳の作成やタックス・ヘイブンに対する金融面・貿易面での制裁措置など、各国間での協力した課題解決を提言している。

日本に関しては、他先進国に比べ、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行動は少ないとの見方があるが、グローバル化が進み、海外在留邦人数は年々増加しており、平成 26 年時点で 129 万 175 人が海外に滞在、平成 3 年の 66 万 3049 人の倍近くが海外に滞在している²。今日、租税回避行動が増加すると見込まれる。

そのような、租税回避行動に対する状況の中、日本政府はザックマンの唱える全世界規模の金融資産台帳の作成の国内における一歩ともなる、マイナンバー制度を 2016 年 1 月から導入する。このような過渡期の中、国外・国内における租税回避行動の現状を正しく理解し、また日本政府がどのような政策を行ってきたかを理解した上で、日本が今後租税回避行動にどのように向かっていったら良いかの指針を本稿で示すことを目的とする。

本稿の構成としては、第 1 章で租税回避行動の定義、国外・国内の租税回避行動の現状、日本における既存政策とそれに対する問題意識を記述した現状分析を執筆した。第 2 章では、海外の租税回避行動に関して扱った論文と理論モデルを基に先行研究に関する執筆、またそれを踏まえた上での本稿の位置付けの設定をおこなった。第 3 章では、先行研究を基に、統計ソフト R を用いて実証分析を行い、第 4 章で、現状分析と実証分析を基に政策提言を示した。

日本における租税回避行動に関する論文の数は希少であり、租税回避行動が少ない日本だからこそ、今後どのように租税回避行動と向き合い、世界をリードすべきかを示したことが、本稿の社会的意義である。

1. ガブリエル・ザックマン「失われた国家の富」

2. 外務省 海外在留邦人数調査統計 平成 27 年度版

第1章 現状分析

第1節 租税回避行動の定義

第1項 脱税と租税回避の定義

脱税 (tax evasion) は比較的理解しやすく、一般的な合意もほぼ成立している。非合法的な手段によって税負担の軽減を図る行為で、税務調査の対象となり、発見された場合には罰金・科料を課される。脱税と租税回避の分析をしている多くの論文で基礎となっているのが M. Allingham and A. Sandmo (1972) のモデルであるが、これは罰則税率や税務調査の確立を含んでおり、脱税の分析であることがわかる¹。脱税の分析は租税回避の分析よりも早く始められたのである。脱税は違法行為なので、調査が行われており、脱税額などのデータを集めやすいことも関係しているだろう。

一般に、租税回避 (tax avoidance) は合法的な行為とされており、脱税とは区別されている。また、租税回避は税法上の意図とは異なる目的で税法の抜け穴を利用する行為であり、税法上の意図に則って適正に税負担の軽減を行う節税 (tax saving) とも区別されている。つまり、租税回避は「合法であるが、許容できない税負担軽減行為」といえる。

しかし、租税回避は形式的には合法であるため、把握することがむずかしい。合法的な行為のうち、租税回避を「許容できない」ものとする、と、節税・租税回避の境界は「何をどこまで許容できるか」という点による、感覚的で曖昧なものになってしまう。この節税・租税回避の区別について、OECD 報告書 (1980) は国際的租税回避の特徴を人為性・秘密性・ループホールの利用、という3点に、まとめている²。一つ目の人為性は、通常の商取引では行われない取引を、事業や経済上の利益ではなく、租税上の利益を得るために行うこと、二つ目の秘密性とは、税務当局が新しい税逃れの仕組みに気付かないことが、納税者の利益になること、最後のループホールは抜け穴のことで、税法が本来意図しない目的で利用されることをさす。この3点を満たす行為は「許容できない」という感覚にも一致し、対応策を考える必要がある租税回避行動といえる。

租税回避の定義でよく引用されるのが、租税法学会の権威といわれる金子宏教授の『租税法』だ。「私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないのに、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することを、租税回避という³」

第2項 節税・租税回避・脱税の区分

これらの理解は一般的な合意であって、正式に決定されているものではない。いわゆる租税回避行動に関する研究は数多くなされてきたが、節税・租税回避・脱税の境界ははっきりと区分されておらず、決まった定義もない。もともとの tax evasion や tax avoidance といった言葉の境界も曖昧なためだ。日本の論文での訳し方も研究者によって差があり、冒頭でその論文内での定義を定めているものが多い。

実際、租税回避と脱税は区別すべきではないと主張する研究者もいる。R. Cross and G. Shaw (1981) はこの二分法を批判している¹。その理由として、1. 納税者にとってはどちらも税負担の軽減・回避を目的とした行為である点、2. 税務当局側はいずれにしても対応策が求められる点、をあげている。

金子教授も前出の著書の中で、区分の難しさについて触れている。「節税が租税法規が予定しているところにしたがって税負担の減少を図る行為であるのに対し、租税回避は租税法規が予定していない異常な法形式を用いて税負担の減少を図る行為である。もっとも、節税と租税回避の限界は、必ずしも明確ではなく、結局は社会通念によってきめざるをえない³」

租税回避と脱税だけでなく、節税も含めた税負担の削減や課税逃れはすべて問題にすべきだという点から、それらの行為の総称を用いている論文も多い。Bayar and Frank (1987) は課税標準の浸食をもたらす行為の総称をタックス・イロージョン (tax erosion) とし、5つの要因に分けている¹。5要因の中には租税回避と脱税が含まれるが、その間に税の過少算出という要因もある。いずれも定義は曖昧なものだ。また、山下 (2010) では企業による課税逃れを「税負担削減行動 (Tax Aggressiveness)」とし、その定義を「適法、違法、あるいはそのグレーゾーンにあるものを含むあらゆるタックス・プランニング活動を通じて、課税所得の減少や税支払額の削減を行うこと」としている⁴。船城 (2015) でも「税負担削減行動」の言葉を使っていて、その行動を節税・租税回避・脱税の3種類に分類している⁵。

なぜ租税回避が発生するのだろうか。納税者の行う経済取引は世の中に無限に存在しているので、現実にある取引、さらに想定される取引のすべてを踏まえた税法の制度を整えることは、技術的に不可能といえる。そのため、税法は不完全なものであり、抜け穴ができてしまう。また、納税者としては税負担の最小化を図る動機が常に存在する。それを、非合法的手段をもって実現しようとするなら、脱税であり、故意的な行為であることは明白だ。それに対して、税負担の最小化を法制度上の選択可能性を利用して、合法的に実現しようという健全な動機による行為も存在する。納税する際の法形式の選択は納税者の自由であり、ここから、租税回避が生まれる。納税者の税負担の軽減が、不完全な税制構造の抜け穴を通じて、合法的に達成される⁶。その点で、節税も同じ動機から生まれるものといえるかもしれない。節税を意図していても、租税回避とみなされる可能性があり、また税務当局側も節税か租税回避かという判断を下すことは容易ではないだろう。

このように、租税回避を厳密に定義することは難しいのだが、本論文では一般的な合意に倣い、「節税 (tax saving): 合法的、適正」「租税回避 (tax avoidance): 合法的、許容できない」「脱税 (tax evasion): 非合法的」という定義を採用する。

1. 西野万里 [1994]「企業の国際的租税回避と租税政策」

2. 水野忠恒編『21世紀を支える税制の論理 第4巻 国際課税の理論と課題 [二訂版]』(2005) 税務

経理協会

3. 大崎満『国際的租税回避—その対抗策を中心として』（1990）大蔵省印刷局
4. 山下裕企 [2010]「税負担削減行動の指標に関する一考察」
5. 船城公教 [2015]「日本の非上場企業の税負担削減行動」
6. 松丸憲司 [2006]「租税回避に対する法人税法 132 条等の行為計算否認規定のあり方」

第2節 租税回避の現状

第1項 世界の租税回避の現状

世界では、現在タックス・ヘイブンを利用した租税回避行動が横行している。フランスの経済学者ガブリエル・ザックマンによれば、年間に世界の家計 8%、5 兆 8000 億ユーロが失われている¹。タックス・ヘイブン問題は、課税情報が不透明になることで、タックス・ヘイブンを利用する非居住者の課税情報が本国から切り離され、脱税やその他の犯罪の温床になることで、生じる。

世界の主なタックス・ヘイブンは多岐に渡る。イギリス、アメリカ、スイスや香港、シンガポール、ドバイのほかに、グローバル企業に法人税の優遇措置を提供するオランダとアイルランドがある²。

イギリスに関連する地には、タックス・ヘイブンが多い。イギリスのジャージー島、ガーンジー島、マン島の王室属領、ケイマンやジブラルタルなどの海外領土、シンガポール、キプロス、バヌアツのようなイギリス連邦加盟国、そして、香港などの旧植民地がタックス・ヘイブンのグローバルネットワークを形成しているほか、ロンドンのシティ自体がイギリスの金融政策から事実上独立したタックス・ヘイブンになっている³。アメリカは、ビザ規制を厳重に置く一方で、イノベーションの促進を意図し、非居住者による米国への投資には税の優遇措置があり、デラウェア州やネヴァダ州では非常に軽い税課税となっている。

従来の租税回避手法は低税率国に進出し、利益移転を通じて税逃れを行う手法であったが、最近では形態が変わりつつある。一橋大学経済学研究科の津田英章氏は、「今日みられる手法では①コスト・シェアリング契約、②居住地認定、③移転価格といった制度や手法を組み合わせている。これらを組み合わせることによって、単なる移転価格による利益移転とは異なった形で租税回避が可能になる。³」と租税回避は時代に合わせて形を変えている示し、国家はその都度の施策の必要性があることが伺える。

ザックマンは、このタックス・ヘイブン問題に対しての解決策として、①全世界規模の金融資産台帳の作成、②タックス・ヘイブンに対する金融面・貿易面での制裁措置、③金融資産台帳を基にした、④グローバルな資産課税多国籍企業課税についての定式配分法の導入を提言している。金融資産の情報が世界規模で透明化し、適切に課税すれば、タックス・ヘイブンを利用した租税回避行動は防ぐことができるという考えだ。世界国家といっても過言でないほどの、国家間の協力が求められる理想的な提言ではあるが、決して無理な施策ではないと、本稿では捉えている。日本の租税回避の現状を次項以降で触れた上で、日本政府が今後どのような動きをしていくべきかを、本稿で示していく。

1. ガブリエル・ザックマン「失われた国家の富(2015)」

2. ザイオンライン:<http://diamond.jp/articles/-/43149>
3. 津田 英章「多国籍企業と課税：租税回避手法の分析」

第2項 日本の租税回避の現状

タックス・ヘイブン問題に関しては、日本についても例外ではない。年々、グローバル化がすすむにつれ、日本人のタックス・ヘイブン利用も増えて行くと推定される。安部内閣が日本人移住計画をしている米国・シリコンバレーの会社ほとんどが、第1項で触れたデラウェア州で会社登記を行っている。また、2015年3月にオランダ経産省企業誘致局が、「2014年12月24日オランダ政府は、1912年に締結された「日蘭通商航海条約」を根拠として、日本国籍者はオランダで「労働許可なく就労できる」との判断を下した」と発信した¹。このことから、タックス・ヘイブンの一つであるオランダにも日本人移住者が増加すると思われる。

このように、タックス・ヘイブンに移住する日本人は今後増加すると推測することは容易であり、日本においてタックス・ヘイブン問題も重要視すべきだといえる。タックス・ヘイブンを利用する者は、海外で資産運用ができる富裕層が中心だと考えられる。タックス・ヘイブン問題を解決できないことで、貧富の格差に拍車をかけることになり、日本政府は迅速な対応をすべきである。

ザックマンの提言した全世界規模の金融資産台帳の作成の1歩となる、マイナンバー制度を日本政府は導入した。日本は、先進国の中で、租税回避行動が少ないと見られており、本問題に関して強い発言力をもっているといえる。同時に、先進国の中で数少ない社会保障・税番号制度が確立されていない国であり、全世界規模の金融資産台帳の作成に遅れをとりうる位置にいた。しかし、今回のマイナンバー制度の導入による、税情報の一元化で、租税回避行動の取り締まりに関して、世界をリードできるポジションについたと本稿では捉えている。

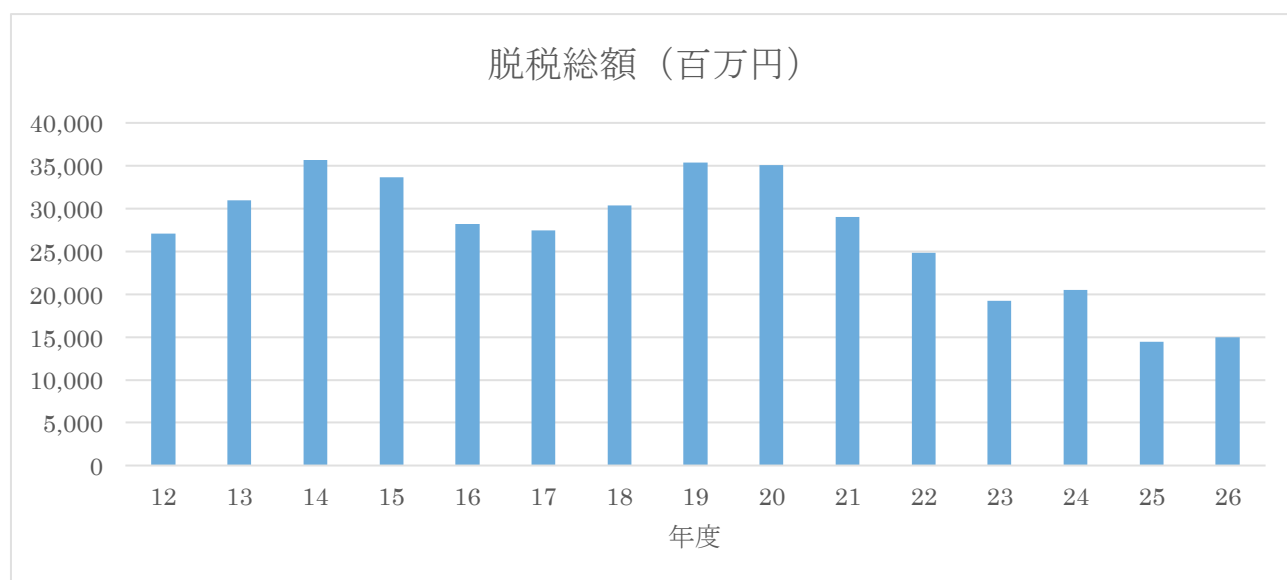
-
1. 今、日本人の海外移住先としてオランダが熱い理由 | ライフハッカー [日本版]
: http://www.lifehacker.jp/2015/05/150529holland_japanese.html

第3項 日本の脱税の現状

国税庁の発表によると、平成26年度の査察（いわゆるマルサ）の強制捜査によって摘発された脱税の総額は150億円であった。そのうち告発分は123億円で、告発した事案1件当たりの脱税額は1億1,000万円であり、3億円以上の事案が6件、5億円以上の事案が1件あった¹。

しかしこの金額はマルサが摘発できた分だけなので、実際の脱税額はこの10倍以上の金額にのぼるともいわれている。また、一件当たりの金額が高額なのは、マルサの調査にはかなりの人手や労力が費やされるため、億単位の脱税が推測されるような事案が優先されているためである。

申告漏れの摘発は、税務署や国税局の税務調査官によって行われる。摘発されると追徴課税を加算される。所得や売上などの数字を意図的に操作するような悪質なケースでは、さらに重加算税が課されると同時に検察庁に刑事告発される。脱税といっても、追加的な税を納めるだけの事案もあれば、起訴される事案もあるのだ。

図 1-1 脱税総額³

脱税は、収入を抜くか経費を水増しすることで行われる。脱税のしやすさは商売の形態や業種によって差がある。現金商売は脱税がしやすいといわれており、特に飲食業とパチンコ業界は脱税の常習犯だ。

現在の日本の税制度はその仕組みや税務調査によって、簡単には脱税が出来ないようにになっている。にもかかわらず、年間 150 億円にのぼる脱税が摘発され、また摘発されていない脱税も多く存在するのは、制度の発展を出し抜くようにして脱税の手段も複雑化・高度化してきているからだろう。

高等な脱税の手段として、税務調査を回避するやり方がある。知恵を絞って売上や経費を操作するよりも、調査を回避できれば発見されずに済む。具体的には、税務署と強いパイプをもつ人物を利用する、わざと赤字で計上する、所在地や代表者をあいまいにする、などがある。これらの脱税方法にも、税務署は対応し始めている。国税局の OB が脱税指南をしたとして逮捕されることがあるが、これは専門家や関係者を利用して脱税する可能性を減らすことにつながる。一方で、国税局という徴税する側にいた人物が、OB になると専門知識を悪用して脱税に手を貸し、報酬を得ている現実に対して、モラルの問題が指摘される。脱税を減らすには、こうした国税局内部の事情にもメスを入れる必要がある。

1. 国税庁「平成 26 年度 査察の概要」

https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/sasatsu_h26/index.htm

2. 「脱税の裏のウラ」税理士社労士事務所ふじっくす <http://zeirishi-fujix.com/news.html>

3. 国税庁「平成 12-26 年度 査察の概要」

第 3 節 租税回避行動に対する既存政策

多国籍企業の租税回避行動に対しては 40 年以上前から OECD の報告書でも問題にあげられていて、70 年代後半には日本でもタックス・ヘイブン対策税制が整備された。タックス・ヘイブン対策税制はこれまで何度も改正・強化され政府が抱える問題の一つとして常に認識されてきた。しかし、近年アップル・

スターバックスなどのアメリカの大企業が世界各国の税法との差異を利用し合法的にアメリカへの高い納税を避けてきたことが注目を集め、租税回避行動に反対する世論は国際的にも高まっている。OECD は、こうした多国籍企業による税源浸食と利益転移（BEPS）を防ぐための方策を戦略的・分野横断的に検討し、国際協調的に対応していくよう促している。2013 年には「BEPS 行動計画」を作成し、15 のアクションプランを提言している。¹

日本でもこうした国際規模の税制改変の流れを汲み、国内所得の流出を防ぎ法人税の課税ベースを維持するためにいくつかの租税回避対策を行っている。我々は日本政府の政策を2つに大別できると考えた。ひとつは企業の租税回避行動のインセンティブを下げる目的の政策であり、もう一方は租税回避行動自体を規制する政策である。租税回避行動のインセンティブを低下させる政策には法人税の引き下げがあげられる。法人税引き下げにより企業が租税回避行動をして得る利益が少なくなる。しかしこちらの政策は倫理的に逸脱した租税回避行動に走っている企業に屈しようした行動を看過するようにとられるおそれがある他、代替財源の確保も問題となっている。租税回避行動の規制強化には今年の10月に番号配布が始まったマイナンバー制度や、企業などに与える法人番号、以前からあったタックス・ヘイブン対策税制がある。こうした規制政策で企業の資金の流れや取引は透明化され、海外子会社や海外口座を利用した租税回避行動を防止する。以下では租税回避行動に対する一つ一つの既存政策について述べていく。

第1項 インセンティブ低下に対する既存政策

法人税の引き下げ

法人税は公益事業法人を除いた国内法人に対して課される税であり、各事業年度の益金から損金を引いた所得の額に応じてかかる。法人税の課税ベースである法人の所得を逃がさない取り組みは法人税を引き下げる以前から行われてきた。日本よりも著しく税負担が低い国の子会社との国際取引を通じて親会社の所得を小さくし、親会社の法人税を軽減する租税回避行動は、タックス・ヘイブン対策税制によって規制されている。子会社との独立企業間価格を用いて親会社の所得を小さくすることで、親会社にかかる法人税を減らす租税回避行動は、移転価格税制によって規制されている。それでも、無形資産は独立企業間取引において適正価格で取引されているか判断するのが困難であること、企業の本店を M&A などの組織再編により法人税の低い国に移転してグループ全体での法人税の軽減をするなど、各国の税制の違いを利用した租税回避行動はなくなる。2 日本政府は課税ベースの拡大と併せ、法人実効税率を平成 23 年度の改正以前の 39.54%から平成 27 年度までに 32.11%まで引下げてきた。来年度には 31.33%まで実行法人税率が引下げられることが決定しており、実行法人税率の引下げ傾向は続いている。これは各国が M&A などをして自国企業が無形資産とともに海外移転し課税ベースを失うことをおそれて欧州の法人税引下げ傾向に従った形となり、企業がコストをかけて租税回避を行い得ていた利益を減らし、結果的には企業による租税回避のインセンティブを低下させる政策になっている。しかしこの政策は全体としては法人税による税収を減少させるので、課税ベースの拡大など代替の財源の確保を余儀なくされる。またこの政策だけでは租税回避行動をする企業に屈した形となり、競争市場の健全性を保つ上でも問題があるため、租税回避行動自体への規制も合わせて求められている。

第2項 規制強化を意図した政策

① マイナンバー制度

平成27年10月から日本の住民票を持つ人ひとり一人に12桁のマイナンバーを与え、社会保障・税・災害対策において国民情報を効率よく管理し、様々な行政機関に蓄積されている個人情報をもとに1人の情報として特定し扱う制度である。この制度の理念は大きく3つに分かれている。1つ目は所得・行政サービスの利用状況を把握できるようになるため、不当に納税をまぬがれたり不正に給付を受けることを防止するとともに、行政による保護を本当に必要とする人に適切な支援を行える公平・公正な社会に近づくことである。2つ目は添付書類の削減など、煩雑な行政手続きが簡単になり、国民の負担が軽減するとともに行政が持っている自分の情報を国民自身が確認したり、行政が提供する様々なサービスの情報を受け取ったりできるようになり、国民の利便性が上がることである。3つ目は行政機関や地方公共団体などで行われている様々な情報の照合・転記・入力作業の効率化による労力の削減で行政の効率化が実現することである。3

② 法人番号制度

平成27年10月に国税庁長官が法人や団体に13桁の法人番号を与え、行政の効率化・公正化を促すとともに民間での自由な活用を期待した法人情報の社会基盤と言える制度である。この制度の理念は大きく4つに分かれている。一つ目は行政が法人・その他の団体に関する情報の入手・照合をより効率的に行えるようにすることである。二つ目は各行政機関の情報共有により、企業が役所に添付する書類を減らし、企業の事務負担を削減することである。三つ目は社会保証制度・税制などの行政分野での企業への給付と企業の負担を適切に判断し、公平・公正な運営をすることである。四つ目は、利用範囲を制限しないという法人番号の特性から、民間での新たな価値の創出を期待することである。このうち一つ目と四つ目が租税回避行動の規制になっている。4

これまでも法人に番号を付けて業務を効率化する取り組みは行われてきたが、民間が主導であったために業界や企業グループごとにコードは統一されていなかった。そのため、これまで行政が企業活動を把握するためには煩雑な作業を要した。同時に過度の租税回避行動も網羅的に把握することは困難だった。しかし法人番号付与により鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能になり、法人が所有する取引先情報の登録・更新業務が効率化する。複数部署またはグループ会社において異なるコードで管理されていた取引先情報も法人番号に一本化することで集約・名寄せ業務が効率化される。こうした変化により子会社や海外口座を利用した租税回避を目的とした取引や行動を、行政は迅速かつ厳正に把握できるようになる。

③ タックス・ヘイブン税制

近年、経済取引のグローバル化が一層進展し、外国関連会社との取引関係を操作したり税負担が比較的小さいタックス・ヘイブンを利用して租税回避行動をとるインセンティブが高まっている。国境を超える取引が恒常化し頻繁に行われるようになる中で、その取引も法人その他多様な事業体の利用により複雑化してきた。実際の課税ベースの確保にあたっては、情報の把握の困難性や外国の主権との衝突による制約を受けるなど、税務執行業務が困難になる傾向にある。一方で、税務執行の基準を全体で明確化し実際の経済取引のあり方に合わせて、納税者への負担を最低限にとどめて自由な経済活動を保護す

るとともに、公正に税務を執行する必要もある。5 タックス・ヘイブンで企業が得た所得はタックス・ヘイブン税制の整備がなければ源泉地国の法律で無税になるか名目的課税措置のみ行われ、二重課税にならないように本国での課税を受けないので、利益を配当として社外流出しないかぎり、そのまま自由に再投資・運用ができてしまう。タックス・ヘイブン対策税制は、こうしたタックス・ヘイブンを利用し不正に租税回避を図ることを排除する制度で、日本では 1978 年度の改正租税特別措置法で規定されている。源泉国での税負担が日本の法人税負担に比べて著しく低い外国子会社等の留保所得を一定の要件で選別し、さらに株式の所有割合に応じて日本の株主の所得とみなし、それら株主の所得に合算した上で、日本で課税する制度が、タックス・ヘイブン税制である。タックス・ヘイブンに該当するかどうかについて政府は繰り返し見直しを行ってきた。以前はブラックリスト形式でタックス・ヘイブンを選定していたが、近年では法人税率が 20%以下の国と定めていた。昨年の税制改正で 2015 年の事業年度からは 20%未満の国をタックス・ヘイブンと定めることとしている。（これは 2015 年度から法人税を 20%まで引き下げた英国に配慮する形となっている。）タックス・ヘイブンに指定された地域においた子会社は特定外国子会社等に指定され、留保所得が株主の所得とみなされる。ただし次の 4 点の要件を満たす場合は課税対象から除外される。すなわち、株式の保有などではないこと、所在地国に主だった事業に必要な事務所などを持つこと、所在地国において主要事業の管轄・支配・運営をその会社が自ら行うこと、主に所在地国で事業を行うこと、の 4 点である。4

しかし現在のタックス・ヘイブン税制では規制できない M&A を駆使したやり方で租税回避行動をする企業も出てきている。たとえば米アブライドマテリアルズと東京エレクトロンの合併計画では本社はアメリカでも日本でもなく、タックス・ヘイブンのオランダに構えられる予定だった。2015 年春にアメリカの独裁禁止法に抵触したためこの合併は実現こそしなかったものの、実現していれば両社の特許権や商標権などの無形資産は非課税でオランダに移転され、その後の莫大な利益から得る税収は日米両国から失われることになっていた。6 今後もグローバル化が進んでいけばこうした M&A が増加していくことが予期される。現状のタックス・ヘイブン税制には限界があり、日本も含めた各国が国内の課税ベースの流出を防ぐために法人税の引き下げを行うのもやむを得ない面がある。

1. 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/index.htm>
2. ダイヤモンドオンライン http://www.japantax.jp/iken/file/20141001_3.pdf
3. 内閣官房ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>
4. 財務省ホームページ <https://www.mof.go.jp/index.htm>
5. 会計検査院ホームページ <http://www.jbaudit.go.jp/index.html>
6. 東洋経済オンライン <http://toyokeizai.net/articles/-/69452>

第 4 節 問題意識

租税回避行動のインセンティブを下げることを意図した法人税率の引き下げや、回避規制を強めることを目的としたマイナンバー制度や国外調査制度など、国の租税回避行動に対する政策の方向性に対し

ては、我々は賛成している。しかし、法人税率の引き下げのための財源捻出やマイナンバー制度導入における諸問題の発生やプライバシー問題など、対応が後手に回っている点も多く存在する。

まず、法人税の引き下げに関してだが、2014 年の 35%の法人税率をアジア諸国の 25%に引き下げようとしているが、そのための財源捻出の見通しがたっていない。この引き下げのために推計される必要な財源捻出は、5 兆円である。しかし、財源捻出の施策として上がっている「外形標準の強化」、「赤字企業に対する税優遇の縮小」、「企業が受け取る配当への課税強化」、「研究開発減税の縮小」（産経新聞 2014 年 12 月 1 日）の 4 項目を足しても、約 1 兆 2400 万円にしかならず、現実味は薄い。

	財源捻出方法	財源規模
外形標準課税の強化	大規模企業向けの課税を来年度から 2 年で 2 倍に拡充	約 7000 億円
赤字企業に対する税優遇の縮小	過去の決算の赤字を翌年度以降の黒字から差し引ける大企業向けの「欠損金の繰り越し控除制度」の上限を 15 年度から段階的に今の 8 割から 5 割に縮小	4000 億円超
企業が受け取る配当への課税強化	持ち越し比率 5%未満の場合の配当に対する課税を 15 年度から 5 割を 8 割に	約 1000 億円
研究開発減税の縮小	研究開発費の一定割合を法人税額から差し引ける「総額型」の上限を 15 年度から 30%から 25%に引き下げ	400 億円程度

図 1-2 産経新聞(2014 年 12 月 1 日分)

また、今年の元旦に相続税増税が行われた。「基礎控除額の引き下げ」、「税率構造の見直し」、「小規模宅地の特別の面積増加」などで、対象者の拡充と税率向上により増税を図った。しかし、税率の推移に目を向けると、最高税率に関しては、過去の方が高かった時期があり、これを適用すれば更なる財源捻出が可能である。

年月	基礎控除額	最高税率
昭和 63 年改正前	2,000 万円 + 400 万円 × 法定相続人の数	75%
昭和 63 年 1 月～	4,000 万円 + 800 万円 × 法定相続人の数	70%
平成 4 年 1 月～	4,800 万円 + 950 万円 × 法定相続人の数	70%
平成 6 年 1 月～	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	70%
平成 15 年 1 月～	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	50%
平成 27 年 1 月～	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数	55%

図 1-3 相続税の基礎控除額と最高税率の推移¹

回避規制を強めることを目的としたマイナンバー制度や国外調査制度などの政策にも、運用の面でいくつか問題点が存在する。

国外調査制度に関しては、オンライン税申告の障壁が問題点としてあがる。国税庁が運営する、e-Tax(イータックス)という国税電子申告・納税システムが存在する。海外在留邦人数は、年々増加して

おり、平成 26 年時点で 129 万 175 人が海外に滞在、平成 3 年の 66 万 3049 人の倍近くが海外に滞在している。このような背景からも、本オンライン税申告サービスに対する需要は増えていることが考えられる。

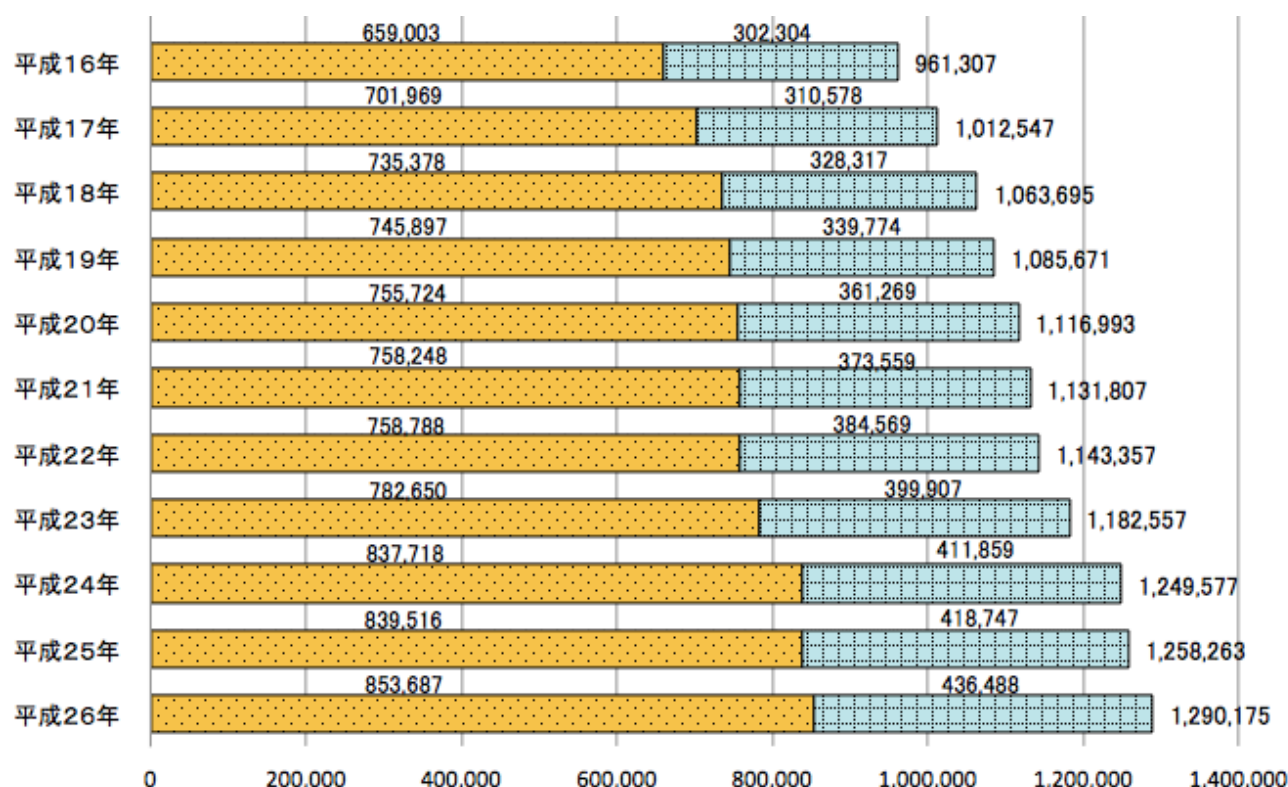


図 1-4 外務省 海外在留邦人数調査統計 平成 27 年度²

本サービスの利用には、現在住民基本台帳カードと電子証明書が必要である。住民基本台帳カードは、市区町村で発行できる身分証明書代わりに使える IC カードである。マイナンバー制度導入後、個人番号カードが代わりに導入される。また、データの真正性を確保するために、電子証明書も求められる。しかし、これらのカード・証明書の有効期限がオンライン税申告の障壁となりうる。

住民基本台帳カードと個人番号カードが、有効期限 10 年なのに対して、電子証明書は有効期限 3 年である。電子証明書の発行・更新には、本人が区役所窓口にて申請する必要がある、海外滞在者には大きな負担となりうる。

マイナンバー制度に関しても、プライバシー問題や詐欺事件の発生など導入において問題が発生しているが、租税回避規制に関する大きな障壁にはならないと判断し、本論文では大きくは取り上げないことにする。

1. 財務省：https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/144.htm

2. 外務省：<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000086465.pdf>

第2章

先行研究および本稿の位置づけ

本章では当研究の租税回避及び脱税行動に対する対応策を考えるため、これまでの租税回避に関する研究を振り返り論点を明らかにする。これまで、タックス・ヘイブンや法律を駆使した節税方法に関する研究は2000年代から行われているが、我が国日本での租税回避行動が拡充してきているように見える。Slemrod Yitzhakiの研究によれば、大きな要因は技術進歩による情報共有の拡大である。特に巨大企業はスイスやケイマン諸島等といったタックス・ヘイブンにペーパーカンパニーを置いて資金や収益に対する法人税を日本の法人税率より低い額で支払っているのが現状だ。日本は2002年にOECD諸国と情報交換協定による各国金融機関の情報公開や移転価格ガイドラインが発足されているが満足な結果は得られていない。主な原因は租税回避方法の多様性が情報ネットワークであり、多国籍企業の急激的な増加をもたらしている。その進展に租税に関する国際条約やガイドラインの発足が追いついていない。このようなIT技術による租税回避行動を抑えるためには、大手中心の企業のバランスシートの透明性を図る事のできるITを使ったシステムによる措置や脱税の罰則強化が求められる。また、富永は巨大企業中心に法人税支払い額の急落が見られると分析の下主張している。大企業、主に金融業が多様な法律を利用して節税を図っている。企業の益金に関連する税法の見直しも必要となってくる。これから、当研究の先行研究の内容を具体的に説明し、当研究の位置づけとして参考にする。

第1節 ミクロ経済学的租税回避モデル

まず、ミクロ経済学的視点から企業の租税回避行動を式で考えてみる。SlemrodとYitzhakiの租税回避モデルでは、技術進歩が脱税機会を増やす要因であると述べている。ここでは、全ての法人が自分の獲得した所得の法人税率 t 分を支払う義務があるとする。全ての担税者の中で脱税するため嘘の法人所得を申告する担税者が p の確率で存在するとしている。また、税務署が担税者の真偽を確実に見分けるとし、嘘をついた者がいた場合、ペナルティとして $\theta\%$ の延滞税を課すと仮説を立てている。正直に申告した時の効用と嘘の申告をした時の効用を組み合わせた期待効用を表したのが以下のモデルである。

$$EU = (1-p)U(v+t(y-x)) + pU(v-\theta(y-x))$$

EU : 期待効用 y : 未報告所得

$U(\cdot)$: 効用 θ : 延滞率
 v : 法人所得 t : 法人税率
 p : 脱税する確率

ここでは、延滞税と脱税する確率が同時に上昇すると租税回避は減少すると結論づけている。つまり、脱税するための技術が普及しても政府にいずれ認知され、また、延滞税をあげるきっかけとなり脱税額は減少するとしている。ここでの条件は政府も租税回避をする者に対抗するため技術専門家の知識やノウハウの向上が求められる。

第2節 大企業の租税回避方法の研究

次にタックス・ヘイブンに関する研究を紹介する。これまでのタックス・ヘイブンや租税回避手法に関連する研究や記事を参考にすると、日本国内において租税回避する企業の割合は統計でははっきり認知されてはいないが、巨大企業や多国籍企業の法人実効税率が著しく低いことが明白となっている。山口はタックス・ヘイブンを税の優遇措置と考えると自国の産業奨励や輸出奨励のための減税であると解釈している。「高い税率の国から実体のない企業を誘致することで会社登録税や印紙税などの歳入や金融産業の雇用の増加」¹を目的としている。それが、国際的に租税回避方法として普及してしまった。この現状は日本でも例外ではなく、富裕層や大企業が進めている。データによれば、「日本企業のタックス・ヘイブンであるケイマン諸島への証券投資残高は 2008 年には 33 兆 3717 万円で対外証券投資残高の 15.5%を占めている」²。

では、どのような企業が法人税を支払わないのか。富永(2014)は 2008 年から 2012 年の四年間分の巨大企業の 5 期通算実効税率を明らかにした。まず、三大メガバンクと言われるみずほ FG、三菱住友 FG、三菱 UFJFG の実効税負担率が 1 %未満であった³。また、大手総合商社である丸紅や住友商事の実効税負担率も 30%未満であった⁴。これら巨大企業は数通りの法律による税額控除策を駆使していたり、意図的な節税を行っていたりしている。富永は幾つか例を挙げている。

一つは租税特別措置法による優遇税制である。この法律は経済効果の見込まれる企業の活動を支援する法律であり、研究開発や環境負荷低減推進設備によって税額控除が適用される⁵。

二つは配当金益金不算入制度等を活用し配当金を課税対象外にしていることである。配当金益金不算入制度は、一定の要件を満たす関連子会社や海外子会社から配当金を受け取る場合、その配当金の 95%を益金として不算入できるため法人税の支払額を抑える事ができる。近年の「上場企業の平均配当性向が 24.6%から 52.37% (2012 年)」にまで上昇しており、受取配当金の益金を不算入するケースが多々見られる⁶。

上記の研究とその現状分析を把握した上で、実際のデータを用いて租税回避及び脱税行動の要因を分析していく。その題材として Cebula と McGrath の回帰式を参考にする。1973 年から 1997 年までのアメリカ合衆国における租税回避の影響を調査した Cebula と McGrath は所得の租税回避は税率や国民の不満の増加関数であり、国税庁の非払い税に対する規制や会計検査率の減少関数である可能性があると考えた。そしてそのモデル式として以下の式を利用している。

$$(UAGI/RAGI)_{t-1} = a_0 + a_1 AEPIT_{t-2} + a_2 AUDIT_{t-1} + a_3 PEN_{t-1} + a_4 DIS_{t-1} + u$$

AEPIT：全個人の収税/報告された全調整総所得の実質合計値

AUDIT：金融庁に監査された納税申告書の割合

PEN：未報告収入によって引き起こされる平均的罰則

DIS：不満指数

当研究では、タックス・ロンダリングや法律を応用した租税回避を行動する企業に対応するために我が国日本でも申告漏れ対象の罰則の強化、納税者への監査や現在の申告方法の見直しの必要性を回帰分析で明らかにする。

Tax Avoidance, Evasion, and Administration." *Elsevier Science B. V. : Slemrod, Joel.* 2002.

1, 2 『タックス・ヘイブン規制の強化』 山口和之 2009. 11 p57 p69

3, 4, 5, 6 『税金を払わない巨大企業』 富永幸雄 文春新書 2014. 09

第 3 章

租税回避行動に影響を与える実証分析

本章においてはタックスヘイヴンや国内での法律の抜け穴を利用して行われる租税回避行動に対して、どのような方法でその行動を食い止めることができるか計量分析を通して説明していく。これから申告納税額とその相関性を持つと思われるデータを変数とし、分析を行う。

先行研究でも述べたように、Cebula と McGrath の研究では法人の租税回避行動を誘発する行動を明らかにした。当研究において、この先行研究が実際のデータを用いて立証されるか確かめると同時に我々が必要と考える要因をモデルに導入して分析を深める。法人税の脱税額のデータは国税庁で明らかになっているが、税務署の査察が全ての脱税犯を捕えているわけではないため、納税申告した法人の支払った税の総額を表した「申告法人税額」を被説明変数とした。また申告納税を増やすための要因として、「懲役月数」、「罰則金」、「実地検査数」、「法人実効税率」、「現地法人数」、の 5 つを説明変数としてこれらが申告する法人の割合を増やすか、またどの程度の影響を与えているのか推定する。

第 1 節 租税回避行動と変数を用いた相関分析

租税に関して、2014 年 4 月に安倍晋三政権による消費税 5% から 8% への増税が行われた。しかし、国民が増税された消費税を払っているにもかかわらず、法人の中には利益と比較して税払いの少ない企業が存在する。つまり、海外支社への進出の機会を利用することによって日本の税法を潜り抜け、合法的に租税を回避している企業が存在するのである。これは法を犯して納税を免れる「脱税」ではなく、法に則った方法で行う「節税」であるため罰せられることはない。しかし、多くの利益を得ている大企業が払うべき税を免れていることは国の財政にも影響を与え避けてはならない問題である。

例として節税を行っている大企業について見ていく。まず、実効税負担率の低い大企業の税引前純利益と法人税等、実効税負担率について『税金を払わない大企業』（富岡幸雄）に記述されたデータを参考にする。下記にある表 1 は本書より得られたデータである。大企業の定義は、「資本金の額又は出資総額が 3 億円以上の会社並びに常時使用する従業員数が 300 人以上の会社」¹としている。また、実効税負担率の低い期間が 1 期のみであると信頼性に乏しいと思われるため、税負担率が一時的に低い時期を分析対象から除外し、平成 20 年 3 月期から平成 24 年 3 月期までの 5 期通算の実効税負担率を採用した。実効税負担率は企業の純利益のうちどの程度法人支払税を負担しているかを表した割合である。金融機関又はその持ち株会社の法人実効税率は極端に低いことが研究結果では明らかになり、その他の商社や自動車メーカーも近い結果が得られた。

OECD のデータ²によれば日本の 2015 年現在の法定実効税率（法の定める税負担率）は 32.11% であり、海外と比較してもアメリカ、フランス、ベルギーに次ぐ世界 4 位であり世界的に見ても高い数値といえる。これは租税回避行動を引き起こす要因の一つであるが、表 1 を見ると実際に定められた法人実効税率を払っている企業は少ないと言える。当時の日本の法人税は、法定正味税率がおよそ 41% と世界的に高いが実際の納税額の税引前純利益に対する割合の実効税負担率（企業の実際の負担割合）は高くない

ばかりか極度に低い企業も見られる。これは企業優遇税制と言われる租税特別措置による政策減税などが存在するためである。これらの税制度を利用し、拡大解釈を行うことで税負担軽減を可能にしている。極度に低い実効税負担率である企業のような税負担を免れる企業が存在することは企業間での大きな格差になりうる。

社名	2008～2012 年 3 月期の 5 期通算		
	税引前純利益	法人税等	実効税負担率
	(百万円)	(百万円)	(%)
三井住友 FG	604,683	8,023	1.33
三菱 UFJFG	1,418,603	19,735	1.39
みずほ FG	1,221,855	225	0.02
三井住友銀行	2,270,821	171,865	7.57
三菱東京 UFJ 銀行	2,365,962	299,981	12.68
みずほコーポレート銀行	707,305	74,211	10.49
住友商事	1,531,046	422,188	27.58
丸紅	1,051,720	247,504	23.53
日産自動車	1,700,277	490,575	28.85
ブリヂストン	316,624	87,838	27.74
日本たばこ産業	829,589	282,252	34.02

表1 5期通算で実効税負担率の低い大企業
「税金を払わない巨大企業」 (著 富岡幸雄 出版 文芸春秋)

1 「税金を払わない巨大企業」 富岡幸雄 文芸新書 2014.09 pg.26

2 OECD “OECD Tax Database” <<http://www.oecd.org/ctp/tax-policy/tax-database.htm>> 07 Oct. 2015

第2節 回帰分析

租税回避行動に対する政策として、法人の自主的な納税を増やすための要因を本章の冒頭で挙げたが、実際のデータを用いて計量的に解釈できるかを推定する。本節では、まず被説明変数である「申告法人税額」、「申告法人件数」と5つの説明変数について言及する(3.2.1)。次にこれら変数の選定理由を述べ(3.2.2)、数値データを用いて回帰分析を行ない(3.2.3)、分析結果から政策提言につなげる(3.2.4)。

第1項 被説明変数・説明変数

分析対象は被説明変数とする「申告法人税額」と「申告件数」の二つである。J.Slemrod と S.Yizhaki の理論モデルにおける EU(ある法人が脱税して可処分所得を持ったときの期待効用)と Cebula and Richard McGrath の理論モデルにおける UAGI/RAGI(未報告の調整総所得/報告された調整総所得)で表される租税回避レベルを参考にして日本の法人における申告法人税額について考えていく。

本稿では租税回避行動をなるべく防止するため、申告法人税額を増やす政策を考える。そのため、当分析では、申告法人税額及び申告件数を被説明変数とした。その増加または減少要因として「法人実効税率」「罰金額」「実地調査件数」「懲役月数」「現地法人数」を説明変数として挙げた。各変数は平成元年から平成25年までの25年間の時系列データを各省庁の資料から集めたものであり、これらを活用して単純な回帰分析を行なう。

被説明変数・説明変数の基本統計量と被説明変数と説明変数の数値データは以下の表2に表す通りであり、このデータを用いて実証分析をEXCELと統計ソフト「R」を使用した。

	申告法人税額	申告件数	法人実効税率	罰金額	実地調査件数	懲役月数	現地法人	実質GDP
	Report	Report2	TAX	PUN	AUDIT	MONTH	LS	GDP
単位	億円	千件	%	百万円	件	月	件	十億円
平均	117,864.60	2,644.28	43.50	24.00	45,061.08	14.89	2,280.44	479,045.36
標準誤差	5,692.33	33.57	5.59	2.06	5,692.33	0.29	73.02	6,349.69
中央値	115,626.00	2,701.00	40.87	23.00	115,626.00	15.30	2,368.00	476,535.10
標準偏差	28,461.65	167.86	1.12	7.98	8,231.44	1.11	365.11	31,748.45
尖度	0.78	-1.32	0.21	1.26	-0.95	-0.65	-0.60	-0.12
歪度	2.95	4.24	1.54	5.07	0.44	2.01	2.98	1.87
最小	83,412.00	2,162.00	34.62	12.00	83,412.00	12.90	1,461.00	424,494.26
最大	186,412.00	2,828.00	51.55	46.00	186,412.00	16.10	2,962.00	527,362.10
標本数	25	25	25	15	25	15	25	25
資料	国税庁	国税庁	財務省	国税庁	国税庁	国税庁	経済産業省	IMF

表2 基本統計量

財務省 [財務省説明資料（法人課税の在り方）](#)

国税庁「国税広報参考資料」<<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kouhou/siryou.htm>>

国税庁「報道発表資料 法人税等の調査実績の概要」<https://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h26.htm>

第2項 選定理由

法人実効税率(TAX)

現状、財務省のデータによると、2015年度の法人税率は23.9%であり、過去の税率の推移をみると、1984年度には最高の43.3%であった。現在は消費税増税の影響もあり、税率は落ちてきているが、この税率により徴収される税額の大きさが脱税や租税回避の動機となっていることは十分に考えられる。そのため法人実効税率を下げることで脱税の減少につながるのではないかと考えた。

罰則金(PUN)

国税庁の国税広報参考資料から参照にした脱税犯一人当たりの罰金額である。国税庁のマルサが脱税犯を取り抑えた場合、98%以上の確率で有罪判決となり、懲役及び罰金が課される。個人・法人問わず、日本の調査制度では申告漏れや租税回避行動による未納税額分に見合った罰則金が課せられる。そこで我々は罰則金を上げて罰則を強化することで脱税を防ぐ可能性を高める事ができると推測した。

実地調査件数(AUDIT)

国税庁の報道発表資料のデータを参照。実地調査は調査対象となる納税者の活動拠点に出向いて帳簿書類を審査することであり、査察官の行動力が求められる。当データは国税庁の査察官がどのくらいの企業に訪問したかを表している。法人に対する実地調査が増える、又は、より厳密に行なうことで仮装・隠蔽などによる不正計算の頻度が減少すると判断した。

懲役月数(MONTH)

国税庁の国税広報参考資料のデータを参照した脱税犯一人当たりの懲役月数である。懲役とは受刑者が刑務所に拘置される刑罰である。その月数が多くなることは脱税の罰則の強化につながり、脱税犯の租税回避行動の動機の抑制になるのではないだろうか。また、支払うインセンティブを高められると推測した。

現地法人(LS)

我が国が多額直接投資しているヨーロッパを拠点においた現地法人数である。現地法人とは海外に拠点を持つ法人のことを指し、今回はヨーロッパを拠点としている現地法人数を考えている。経済産業省の海外事業活動基本調査によると、現地を拠点にして働く企業は年々増加しており、企業による国内外取引は活発化している。そんな中、複数の企業は資金を不当な方法で動かしており、その例がタックスヘイブンによるタックスロンドリングである。我々は現地法人数の増加が申告法人税額の減少に繋がるか分析する。

国税庁「国税広報参考資料」 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kouhou/siryou.htm>

経済産業省「海外事業活動基本調査」 http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_44.html

第3項 単回帰・多重回帰分析

まず、被説明変数とそれぞれの説明変数を単回帰による分析を行い、そのモデルが有意であるかを判断するため、自由度 23(25-2)の t 分布に従い有意水準 1%, 5%, 10%でそれぞれ検定を行った。次に、可能な限りの多重回帰モデルを作成して検定を行なった。そして、t 値が有意となった結果を以下の表 3 に挙げた。

	被説明変数	$\beta 0$	TAX	PUN	AUDIT	MONTH	LS	GDP
①	Report2	3671.39*** (21.66)	-23.61*** (-6.11)					
②	Report	30853.18** (2.37)			16065.62*** (6.92)			
③	Report	248791.82 (-0.42)				8762.16* (2.04)		
④	Report	-26930.71*** (9.80)					-57.41*** (-5.22)	
⑤	Report	-176.98 (-1.03)		10.61*** (4.82)	1.68*** (2.59)		-30.48*** (-2.77)	0.57* (1.94)

表 3 回帰分析結果

注：***, **, * はそれぞれ有意水準 1%, 5%, 10%を示す。

上段の数値は係数、下段括弧内の数値は t 値を示す。

$\beta 0$ はモデルの切片

まず単回帰による分析を行なった結果、①から④式のように、ほぼ全てのモデルが有意となった。説明変数である「法人実効税率(TAX)」が申告件数の負の相関、「実地検査数(AUDIT)」が申告法人税額と正の相関、「懲役月数(MONTH)」が正の相関、「現地法人数(LS)」が負の相関であることがわかった。ここまでは、我々が(3.2.2)で予想した相関性である。しかし、単回帰分析であるため上記の結果で表れた数値が確証的でない。そこで、重回帰分析を行いより精密な分析結果を求める。手法として同じ t 検定を行い基礎的な分析を行なう。また、景気変数として実質 GDP もモデルに加えた。これは、モデルにある変数以外のその他の要因を表している。推定パラメーターの有意性を示すため自由度 20(25-4-1)t 検定による確認を行う。検定する仮設は以下のとおりである。

$$\begin{cases} H_0: \beta_i = 0 \\ H_1: \beta_i \neq 0 \end{cases} \quad (i=1, 2, 3, 4, 5)$$

すると、重回帰による推定結果は表 3 の⑤式のみが有意なモデルとなった。よって、以下のモデル式が完成する。

$$\text{REP} = -176.98 + 10.61 \text{ PUN} + 1.68 \text{ AUD} - 30.4836 \text{ LS} + 0.57 \text{ GDP} \quad (1)$$

(-1.03) (4.82) (2.59) (-2.772) (1.94)

説明変数として用いた「罰則金」「実地調査数」「現地法人数」は有意水準 1%で帰無仮説を棄却し、「実質 GDP」は有意水準 10%で棄却できる。よって、単回帰で表れた数値より確実性のある係数が算出される。

この(1)式を申告法人税額モデルと呼ぶ。第一に、申告法人税額モデルによれば、実地調査件数が1単位増加すると申告法人税額は1.68億円増加することが読み取れる。これは、どの企業を中心に監査対象とするかによるが、巨大企業が対象となればこの数値は考えられる。例えば、ある巨大企業に申告漏れが長期化されていることが、査察に暴かれればその企業に対し、監査法人や税務署の監視が強化されることになる。よって、その企業だけでなくその子会社、関連会社等も注意を払うことにもつながる。

第二に、脱税犯1人当たりの罰金額が1単位増加すると申告法人税額は10.61億円の増加が見られる。この結果からみると、罰則金の向上は租税回避者に対応した有効な手段であることが言える。現在日本の租税回避に対する罰則が今後どう変化するかによって申告する法人の割合も大きく変化することがわかる。

第三に、ヨーロッパを拠点とする現地法人が1単位増加すると、申告法人税額は30.48億円減少する。つまり、現地法人の削減が申告法人税額の多大な膨張につながるわけだ。(3.1)で説明したように三大メガバンクや自動車産業の大企業の法人実効税率は予想以上に低い。ある親会社が外国に拠点を置いているある子会社からの益金の95%を法人税の対象外にする外国子会社益金不算入制度による節税方法やマネーロンダリングによる脱税方法を実行している。特にヨーロッパのような法人税が著しく低い国々にいる現地法人に対する監査強化が必要となってくる。それによって、国内外による資金流出入から手を引かせることが求められる。

これらの結果から、申告法人税額を増加させる要因として実質調査件数、脱税犯1人当たりの罰金額、ヨーロッパを拠点とする現地法人の減少が必要であるということが分かった。

第4項 分析結果からの推定

以上の分析結果より、「申告法人税額」と「申告件数」は「実地調査件数」、「現地法人」、「法人実効税率」、「懲役月数」が依存関係にあることが明らかとなった。これらの関連性が見られることによって租税回避を誘発する要素が明確になり、また申告納税を増やすための対策を考えることが可能である。

先に述べたように、租税回避行動を行っている日本巨大企業が存在すると着目した。脱税は存在する可能性が低いと思われるが、節税が行われていることは明白であり、中でも税制に熟知していると思われる金融機関が節税による租税回避行動を行っている。つまりは税制や支払い納税の算入に関する専門的知識を有していれば節税することは可能であるということである。租税回避行動が行われるその一つの理由としては、やはり現在の日本の法定実効税率が海外と比較しても世界4位という高い数値であるということが言える。しかし、それを加味しても租税回避行動を行っている企業は少なくない。また、申告法人税額とヨーロッパ諸国を拠点としている法人に負の相関関係が表れている。そのため日本も法人税が低いタックス・ヘイヴンを利用した租税回避行動が実現されているという疑念が生まれる。そこで申告法人税額と申告件数の数値を上昇させるという改善案が必要とされる。改善案は複数存在し、脱税犯に対する罰金額を上げてさらに懲役月数を上昇させる罰則強化案、法人実効税率を削減するという法人税減税案、実地調査を増加させて監査を行って申告を増やすという監査必要案が考えられる。

第 4 章

租税回避行動に対する政策提言

現状分析・実証分析の結果を踏まえ、本論文の租税回避行動に関して、「法人税引き下げを目的とした財源捻出」・「租税回避行動の実地調査件数の増加」・「租税回避行動に対する罰則の強化」の 3 つの切り口で、それぞれ政策提言を行う。

第 1 節 就職活動における基礎能力試験の国営化による財源捻出

租税回避行動のインセンティブを下げる施策である法人税減税の必要性が現状分析・実証分析の両面から明らかである。本稿では、そのための財源捻出方法として、就職活動における基礎能力試験の国営化を提案する。現在、77.1%²の企業が採用活動に基礎能力テストを導入している。基礎能力テストは主に、言語という短文読解能力を測る試験、非言語という数学的情報処理能力を測る試験、また企業によっては英語読解能力を測る試験を行う。しかし、近年オンラインによる基礎能力試験を実施し、学生間で替え玉受験やカンニングペーパーの使用が横行しており、正しい能力審査の方法として行われているか、疑問が生じる。

そこで、就職活動における基礎能力試験を国営化し、学生に有料で年数回テストを開催し、その成績を企業側に有料提供することで、財源捻出を測る。現在、就活生のみを対象に企業それぞれが基礎能力試験を実施しているが、その対象者を大学全学年に広げることで、学生側の負担を軽減すると同時に、企業にもより具体性のある能力情報の提供を可能にする。現在、適正試験の市場規模は 70-80 億円の市場規模¹があると言われており、参加対象を全学年に広げることで更なる市場規模拡大を狙う。本基礎能力試験を毎年数回実施することで法人税減税への巨額の財源捻出を行うことが可能である。

1. 日本の人事部 <https://jinjibu.jp/article/det1/service/54/>

2. Disco <http://www.disc.co.jp/service/test.htm>

第 2 節 オンライン税申告簡易化による実地調査件数の増加

実証分析により、実地調査件数と申告法人税額の相関関係が立証されたが、実地調査件数を増やすためには、実地調査にあたる人数を増やすか、調査の効率を向上させ実地調査にかかる時間を短縮化させるかの施策が挙がる。本論文では、オンライン税申告簡易化により実地調査前の情報の充実度を高め、実地調査の効率性の向上を提案する。第 1 章第 4 節で触れたように、オンライン税申告には、住民基本台帳カード(個人番号カード)と電子証明書の二つが求められるが、有効期限が一致していない上に、更新の度に、区役所窓口にて申請する必要がある、申告者、特に海外滞在者の負担は大きく、申告漏れに影響していると予測される。

そこで、電子証明書の有効期限変更を本論文では提言する。まず、住民基本台帳カード(個人番号カード)の有効期限が 10 年なことを考慮し、①有効期限 3 年→5 年か②有効期限 3 年→10 年が変更候補とし

て挙がる。①に関しては、3年から5年に変更することで、住民基本台帳カード（個人番号カード）の有効期限と電子証明書の2年目がかぶることで、負担を軽減することができる。②に関しても同様で、有効期限を同じにすることで負担軽減をする。また、さらに簡易化し、③電子証明書の有効期限の撤廃、④電子証明書の廃止の選択肢が挙がる。③に関しては、データの真正性を確保するのに定期的な情報の更新の必要性に疑念があり、候補として挙げる。また、住民基本台帳カード（個人情報カード）により、電子証明書の役割を果たせことが可能であるという考えから、④電子証明書の廃止案を挙げた。本ゼミとしては、電子証明書の役割が住民基本台帳カード（個人番号カード）で代用できる点、また電子証明書の更新のコスト削減を意図し、④電子証明書の廃止案を提言する。

図 4-1 住民基本台帳カード・電子証明書・個人番号カードの有効期限

	マイナンバー導入前	マイナンバー制度導入後
住民基本台帳カード	有効期限 10 年	×
電子証明書	有効期限 3 年	有効期限 3 年
個人番号カード	×	20 歳以上は 10 年 (20 歳未満は、5 年)

第 3 節 国外調査制度における優遇処置の強化

実証分析の結果を踏まえ、租税回避行動に対する罰則強化をし、租税回避行動の規制目的の政策である国外調査制度の申告者の優遇処置の向上を提言する。第 1 章第 3 項で記載した通り、本制度の優遇規定に関しては、「国外財産にかかる所得税又は相続税につき申告漏れ等があった場合において、その申告漏れ財産の記載がある「国外財産調書」の提出がされていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税が 5 % 軽減される」と記載されている。

これを守らなかった場合の、罰則規定に関しては、「国外財産にかかる所得税又は相続税につき申告漏れ等があった場合において、その申告漏れ財産の記載がある「国外財産調書」の提出がされていなかったときは、過少申告加算税又は無申告加算税が 5 % 加算される」と記載されている。つまり、罰則者は、優遇時と比較すると -10% の損失を受ける。

実証分析の結果に従い、罰則を強化することも効果的であると思われるが、優遇規則を強化することにより、罰則者の機会コストを大きくする方がより、効果的であると考えた。よって、本ゼミでは、国外調査制度の優遇規定に関して、「国外財産にかかる所得税又は相続税につき申告漏れ等があった場合において、その申告漏れ財産の記載がある「国外財産調書」の提出がされていたときは、過少申告加算税又は無申告加算税が 10 % 軽減される」という規定変更を提言し、罰則者の機会コスト増大による申告税額の増大をねらう。

先行論文・参考文献・データ出典

【参考文献】

- ・ガブリエル・ザックマン（2015）『失われた国家の富』
- ・水野忠恒編（2005）『21 世紀を支える税制の論理 第 4 巻 国際課税の理論と課題〔二訂版〕』税務経理協会
- ・金子宏（2015）『租税法 第二十版』弘文堂 p124,125
- ・富永幸雄（2014）『税金を払わない巨大企業』文春新書

【インターネット】

- ・外務省「海外在留邦人数調査統計 平成 27 年度版」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000086465.pdf>
- ・西野万里（1994）「企業の国際的租税回避と租税政策」
https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/1928/1/shogakuronso_76_4_15.pdf
- ・山下裕企（2010）「税負担削減行動の指標に関する一考察」
http://leo.aichi-u.ac.jp/~keisoken/research/journal/no94/a/94_02.pdf
- ・船城公教（2015）「日本の非上場企業の税負担削減行動」
http://www.kwansei.ac.jp/i_industrial/attached/0000075262.pdf
- ・松丸憲司（2006）「租税回避に対する法人税法 132 条等の行為計算否認規定のあり方」
<https://www.nta.go.jp/ntc/kenkyu/ronsou/51/07/ronsou.pdf>
- ・国税庁「平成 26 年度 査察の概要」
https://www.nta.go.jp/kohyo/press/press/2014/sasatsu_h26/index.htm
- ・税理士社労士事務所ふじっくすホームページ「脱税の裏のウラ」
<http://zeirishi-fujix.com/news.html>
- ・Slemrod, Joel and Yitzhaki, Shlomo（2000）「Tax Avoidance, Evasion, and Administration」
<http://www.nber.org/papers/w7473.pdf>
- ・Cebula, Richard and McGrath, Richard（2001）「A Further Inquiry into Determinants of Aggregate Income Tax Evasion」
https://mpa.ub.uni-muenchen.de/59489/1/MPRA_paper_59489.pdf
- ・山口和之（2009）「タックス・ヘイブン規制の強化」 p57,69
http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/refer/200911_706/070603.pdf
- ・OECD（2015）「OECD Tax Database」
<http://www.oecd.org/ctp/tax-policy/tax-database.htm>
(2015 年 10 月 7 日最終アクセス)

- ・ 財務省（2013）「財務省説明資料（法人課税の在り方）」
http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2013/_icsFiles/afieldfile/2013/12/02/25zen4kai5_1.pdf
- ・ 国税庁「国税広報参考資料」
<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kouhou/siryou.htm>
- ・ 国税庁「報道発表資料 法人税等の調査実績の概要」
<https://www.nta.go.jp/tokyo/kohyo/press/h26.htm>
- ・ 経済産業省「海外事業活動基本調査」
http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kaigaizi/result/result_44.html
- ・ 日本の人事部ホームページ（2005）「適性検査の比較と選び方」
<https://jinjibu.jp/article/detl/service/54/>
- ・ Disco ホームページ
<http://www.disc.co.jp/service/test.htm>